

平成 21 年 9 月 18 日

上田市長 母袋 創一 様

上田市行財政改革推進委員会  
会長 小池 俊



## 提 言 書

### 「提案公募型民間活力導入制度」の創設に向けて

新生上田市では、合併の理念を背景として行財政改革の基本方針に「市民協働型・地域内分権型の改革」を掲げ、この方針を推進するための具体的手順として行政評価による「事業仕分け」を実施し、行政の視点・発想をもとに、民間活力の導入に取り組んでいます。また、地域予算編成事業、パブリックコメントの実施、わがまち魅力アップ応援事業等々、市民のまちづくりへの参画・協働による地域活性化策が進められています。

一方で、自治会や市民団体、NPO、民間事業者など様々な主体が行政の枠組みに捉われない創意工夫ある取組により、公共サービスの重要な担い手となる事例も数多く登場しています。

このような開かれた行政と積極的な市民参加の流れを一層加速し、合併理念の実現と市民満足度を高める「新たな公共サービスの構築」を進めるためには、行政サービスの積極的な情報公開による民間活力導入体制を整備すること、及び公共サービスの新たな担い手を見出し育てる仕組みをつくることなどが、今後の新たな課題になってくると考えられます。

今般、以上のような現状認識から、上田市版「提案公募型民間活力導入制度」を創設すべきと考え、先進事例をもとに下記の視点から別紙のとおり取りまとめましたので、ここに提言いたします。

### 記

- 1 「公共サービスの提供は官の仕事」という固定観念にとらわれず、「民間にできることは民間に委ねる」の視点から公共サービスにおける行政と民間の役割分担の見直しを行うことによって、行政民間双方の意識改革につながる制度にしたい。
- 2 すでに制度を取り入れた先進事例では提案の先細りが課題になっていることから、民間の提案に対して行政サイドが積極的に関わっていくことが、より多くの提案を継続的に引き出すことになると考え、民間と行政の協働を想定した制度にしたい。
- 3 対象となる事業あるいは提案内容も多岐にわたる制度になることから、制度創設を優先し、運用方法等は提案の事業化にあわせてその都度見直しをしていくこととし、実行性のある制度としたい。

以上

上田市行財政改革推進委員会委員名簿（委員は五十音順）

役 職	氏 名
会 長	小 池 俊 一
副 会 長	宮 沢 俊 行
委 員	鬼 頭 寿
委 員	斉 藤 ゆり子
委 員	櫻 井 久 恵
委 員	塩 入 肇
委 員	高 橋 比呂美
委 員	武 井 純 雄
委 員	田 中 祥 貴
委 員	南 雲 典 子
委 員	西 沢 宗 夫
委 員	堀 内 理 恵
委 員	三 井 秀 雄
委 員	宮 下 千 元
委 員	森 田 小百合

審議経過

月 日	会 議	会 議 内 容
6月 18日	第 3 回委員会	制度の概要について
6月 30日	第 4 回委員会	制度の概要、先進自治体の事例について
7月 16日	第 5 回委員会	民間活力導入の動き、提言書案等について
8月 4日	第 6 回委員会	提言書案について
8月 19日	第 7 回委員会	提言書案について
9月 11日	第 8 回委員会	提言書案について
9月 18日	第 9 回委員会	提言書提出

上田市  
提案公募型民間活力導入制度

平成21年9月18日

上田市行財政改革推進委員会

# 目 次

第 1 制度創設の背景 .....	1
第 2 制度創設の目的 .....	2
第 3 制度の運用方針 .....	3
1 対象事業 .....	3
2 対象事業実施状況の公表 .....	3
3 募集する提案内容 .....	3
4 提案できる団体 .....	4
5 提案の窓口と役割 .....	4
6 提案の審査 .....	4
7 実行計画の策定 .....	5
8 実施事業者の選定 .....	5
9 その他留意事項 .....	5

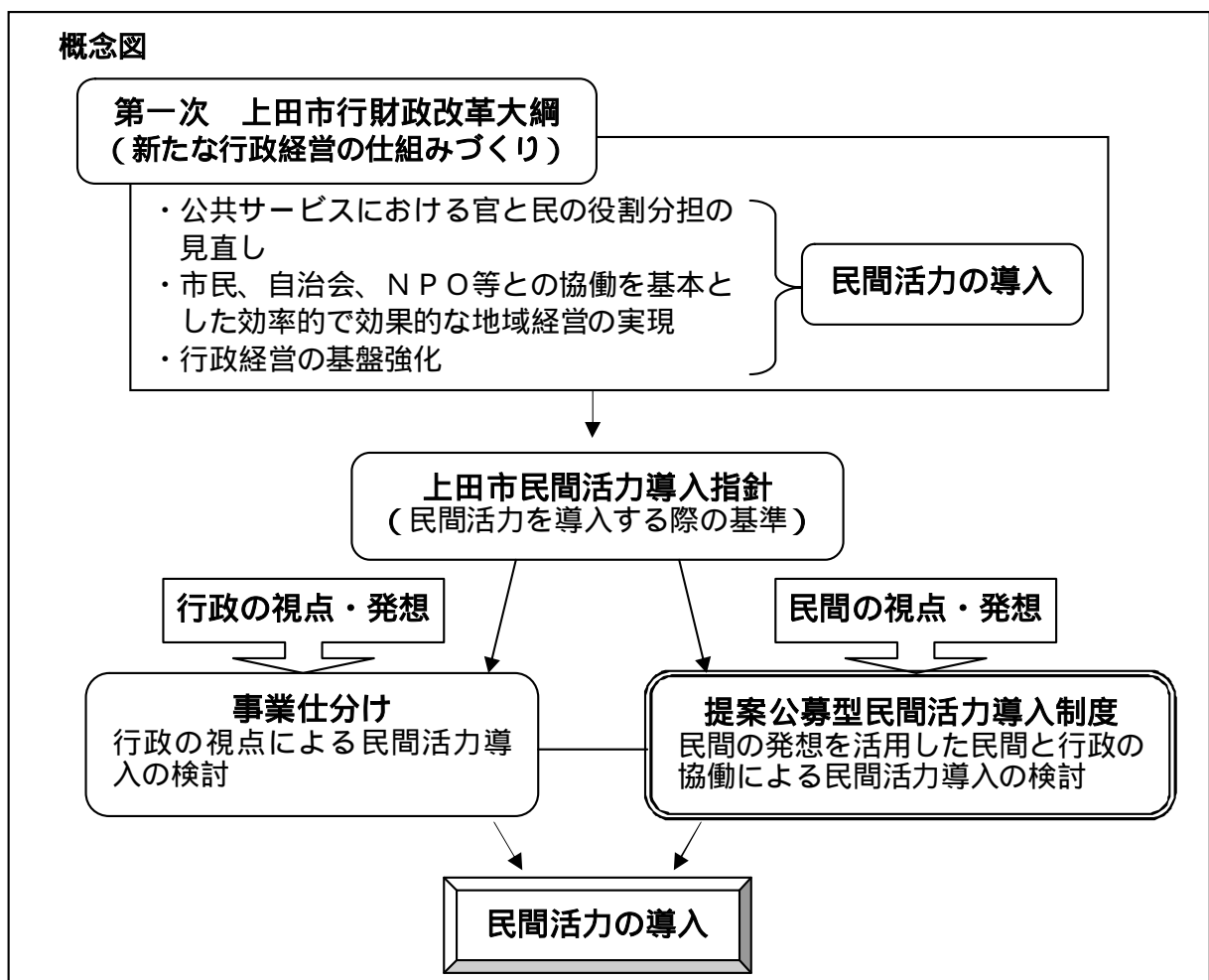
## 第1 制度創設の背景

平成19年3月に策定された「第一次上田市行財政改革大綱」において、市民協働を基本とした効率的で効果的な地域経営の実現と行政経営の基盤強化のための重点取組事項の一つとして、「民間活力の導入」が位置づけられるとともに、平成19年7月には民間活力導入の基準となる「上田市民間活力導入指針」が示された。

この指針に基づき、行政と民間の役割分担を見直す「事業仕分け」が実施され、民間活力の導入が計画的に進められている。

一方で、地域予算編成事業、パブリックコメントの実施、わがまち魅力アップ応援事業等において、民間の意見をまちづくりに反映させる取組が行われている。

今後、民間活力の導入を一層促進し、市民満足度の高い公共サービスを実現するために、民間との協働による地域経営を実現するための制度として「上田市提案公募型民間活力導入制度」を創設するものである。



## 第2 制度創設の目的

### 1 行政と民間の役割分担の見直しと意識改革

「公共サービスの提供は官で行う」という固定観念にとらわれず、行政と民間の意識改革により「民間にできることは民間に委ねる」という視点から行政と民間の役割分担を見直す。

### 2 新たな公共サービスの構築

公共サービスの事業内容を積極的に情報公開することにより、民間のノウハウの活用と新たな担い手の育成を進め、より市民満足度の高い新たな公共サービスを構築する。

### 3 地域・地域経済の活性化

公共サービスを地域に根差した民間に開放し、民間が実施主体となる公共サービスを構築することにより、地域の活力を引き出し、地域経済を活性化させるとともに、雇用機会創出等の効果を実現する。

## 第3 制度の運用方針

### 1 対象事業

次の事業を対象とする。

(1) 市が公表するリストに掲げる事業

(2) 市が年度ごとに実施・公表している「事業仕分け」によりリストアップした  
年度重点事業

### 2 対象事業実施状況の公表

対象事業の具体的な仕様や事業の実施にかかる人件費・物件費等、事業費に関する情報を含め、実施状況を情報公開する。

### 3 募集する提案内容

次の提案内容を募集する。いずれも現行の事業をそのまま引き受ける提案を募集するものではなく、民間のノウハウを活かし、市が実施するよりも市民満足度を向上させる提案とする。

#### (1) 提案者が事業の実施主体となる提案

##### ア 市の仕様にに基づき提案者が実施するもの

民間委託等の方法で市の仕様に基づき実施することにより、提案者が事業の実施主体となることを前提としたもの。

##### イ 市として事業を廃止し、民間に移譲するもの

事業の実施主体を市から提案者に移譲して実施することにより、提案者が事業の引き受け手となることを前提としたもの。

#### (2) 提案者と市が協働する提案

提案者と市が協働で事業を実施することにより、提案者が協働の担い手となることを前提としたもの。

## 4 提案できる団体

民間企業や自治会、NPO、まちづくり団体、ボランティア団体、大学等、提案した内容を自ら実施できる団体とする。ただし、個人は除く。

## 5 提案の窓口と役割

市の窓口は、提案者と協働で提案を完成する役割を担うとともに、提案を待つだけではなく、民間に対して積極的に提案の働きかけを行う役割をあわせて担う。

窓口は次のとおりとする。

### (1) 担当課（各地域自治センターを含む）

担当する事業に関する提案について、受付・助言・相談を行う。

### (2) 行政改革推進室

提案内容が複数の課に関係する場合や制度に関する問い合わせについて、対応する。

## 6 提案の審査

### (1) 審査方法

#### ア 予備審査

担当課において、提出書類や提案者の要件該当など形式的審査を行う。

また、行政改革推進室において、提案内容の実施に伴う課題の整理や提案内容が制度の主旨に適合しているかどうかの審査を行う。

#### イ 外部審査

有識者で構成する提案審査委員会を設置し、提案内容について独自性や実現性、実効性等の評価を行い、意見書をつける。

#### ウ 最終審査

地域経営会議において、予備審査や外部審査の結果を踏まえ、提案の採否を決定するとともに、実施事業者の選定方法を決定する。



## **(2) 審査基準**

民間活力導入指針における「民間活力導入の基本的な考え方」に基づき別途審査基準を定めるとともに、事前に公表する。

## **(3) 審査結果の通知・公表**

提案者には理由を付して審査の結果を通知するとともに、提案の状況や審査結果について公表する。

## **7 実行計画の策定**

採用された提案については、担当課において事業化に向けた実行計画を策定し、進捗管理を行うとともに、それぞれ情報公開する。

## **8 実施事業者の選定**

提案者が実施事業者となることを基本とする。必要に応じて、民間活力導入指針における「相手方の選定」基準に基づき、競争性・透明性・公平性を確保しながら、競争入札や総合評価方式等の手法により選定する。

## **9 その他留意事項**

### **(1) 提案の事業化に当たっての人的・財政的支援**

公共サービスの担い手となる団体を育成するために、実施事業者に対して、人的・財政的支援を行うことができる。

### **(2) 募集要項の作成**

別途募集要項を作成し、制度運用に当たっての具体的な内容を定め、提案を募集する。

以上

フロー図

